平成２２年（フ）第１４号
宮崎県延岡市旭ケ丘２丁目２番地６
債務者　北野利恵子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２７号
宮崎県日向市大字財光寺5722番地２
債務者　三浦　博美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１５号
富山市田刈屋415番地７
債務者　磯野美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６７号
石川県能美市浜開発町丁７番地４、従前の住所石川県能美市中町未28番地１　サンスタレⅠ・201号
債務者　名藤　英夫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２号
石川県小松市今江町１丁目619番地６　レオパレス小松102号
債務者　中木戸英夫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４号
石川県能美市松が岡４丁目22番地
債務者　原　　修二
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３号
青森県五所川原市大字七ツ館字鶴沼153番地44
債務者　松野　孝樹
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４号
青森県五所川原市大字豊成字田子ノ浦92番地10
債務者　松野　孝夫
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１５３５号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の２　タウン伝治山１棟104号
債務者　星野恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３０号
島根県安来市広瀬町広瀬773番地５
債務者　坂本　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９４５号
熊本市下南部２丁目２番３号
債務者　鋤崎　知子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１６３号
熊本市田迎２丁目５番75号
債務者　原賀　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３号
熊本市西原２丁目７番１―24号　市営託麻団地
債務者　上村　カルメラ　ユーモル
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２６３号
福島県いわき市平中山字宮下68番地の23
債務者　吉田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２８２号
福島県いわき市小名浜岡小名２丁目10番地の12
債務者　伊藤　　睦（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第４１９号
沖縄県那覇市鏡原町14番８号　平良アパートⅠ
債務者　八木　靖之
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５３８号
沖縄県那覇市字松川299番地２　町田アパートＡ―２
債務者　牧野　晃明
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部